

川越・東松山民商 春の運動ニュース 2/22 NO.6

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

今年3/11(金)開催 集団申告で納税者の権利主張を 自主申告での申告納税制度を守らせよう 3・13重税反対全国統一行動

各税務署での確定申告の受付が始まりました。先週の民商だよりでもお伝えした通り、申請期限は3/15ですが、申請期限の延長も認められる状況となっています。

今年の3・13集団申告は、3/11(金)に開催をします。川越地域は、税務署となりの東部地域ふれあいセンターでの受付です。東松山・比企地域は、ホテル紫雲閣での開催になります。

53回目を迎える3・13重税反対全国統一行動

1970年に初めて開催されてから、今年で53年目を迎える3・13重税反対全国統一行動。500を超える全国の税務署で、中小業者の要求実現を求めて取り組まれ、減税や大型間接税導入を阻止させるなど、大きな役割を果たしています。

「内部事務センター化」を進める税務署 将来、紙での申請を受け付けられない可能性も！

川越税務署、東松山税務署での懇談の中でも、現在においては、「申告書の郵送を受け付けられない税務署センター化」の動きにはなっていませんが、国税庁は一部税務署の実施への移行を進めています。

現在、埼玉県内の法務局の各支局では、商業・法人登記など一部の申請が出来なくなり、本局のさいたま法務局だけの取り扱いとなっています。

デジタル化、電子帳簿保存義務が進む中、将来、各税務署で、紙の申告を受け付けられないなどの事態も予想されます。

毎年の集団申告の参加・継続で、申告納税制度・納税者の権利を貫こう

国税庁のHPで、「国の税金は、納税者の一人一人が、自ら税務署へ所得等の申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を自ら納付する申告納税制度を採用しています」と掲載されています。

申告納税制度は、自ら計算し、確定した税額を申告し、納める制度です。自主申告することで、単なる納税にとどまらず、税の集め方と使い方や税務行政に対する主権者意識が高まります。

「便利」「進化する」「もう手書きには戻れない」などの言葉で、スマホでの申告へ誘導しています。クレジットカード納税で、税務署視点での「税のとりっぱぐれ回避」も進めています。

3・13重税反対全国統一行動は、公平な税制と納税者権利確立を目指す一大行動です。集団申告の参加で、電子でも紙でも、自分で作った確定申告書を税務署に受け取らせ、申告納税制度と納税者の権利を守る運動を推進していきましょう。



3・13重税反対統一行動の詳細 班会でチラシも配布しています

開催日時：3/11(金)

川越地域 10:30 受付 東部地域ふれあいセンター(税務署の隣)
(川越市並木 452-1)

※川越地域は、集会・デモを行いません。ふれあいセンター会場で受付を行います。受付後、そのまま税務署での申告書提出へ進みます。

感染防止のため、団体ごと受付時間をずらしていますので、あまり早く集まらず、10:30を目安に来場ください。

東松山比企地域 9:15 開場、9:45 開会 ガーデンホテル紫雲閣
(東松山市箭弓町 2-5-14)

※ホテル無料駐車場が120台となっています。一杯になってしまった場合は、近くのコインパーキングの利用をお願いします。

申告の準備・作成での確認点

- ① 飲食店協力金、一時・月次支援金、自治体支援金等は、「自主計算書の雑収入」に記入し、「売上合計」に。消費税の計算では、「不課税売上」とし、計算には含みません。
- ② 医療費控除の領収書は添付しません。「医療費のおしらせハガキ」、「医療費控除の明細書」を添付します。領収書は自宅で5年間保管します。
- ③ 65歳以上で要介護認定を受け、障害者手帳を持っていない扶養のある方は、自治体が発行する「障害者控除対象者認定書」を申請し、27万(特別障害は40万、同居特別障害は75万)の控除が受けられる場合があります。自治体によって、認定の詳細が異なります。
- ④ 国保税の支払証明書、年金や給与の源泉徴収票は、添付の必要はありません。
- ⑤ セーフティー共済での掛金を経費に算入させる場合、確定申告書に明細書の添付が必要です。今年から書式が変わりました。
- ⑥ 申告書の押印は廃止になりました。訂正の場合は、二重線を引き、上や横の余白に記載します。訂正印は必要ありません。

(令和3年分) 自主計算書			
自 令和3年1月1日	住所		
至 令和3年12月31日	氏名		
1月	売上	雑収入	仕
2月		70,000円	
3月			

雇用調整助成金 5月末まで延長で政府調整

3月末までとなっていた、従業員を休ませた場合に支払った休業手当金を国が助成する雇用調整助成金の特例措置(雇用保険に加入していないパートやアルバイトも含む)を、5月末まで延長で調整中との発表がありました。

詳細は、2月中に公表される予定です。

編集幸喜 申告書封筒が送られてこないケースが増えています(特に川越税務署管内)。昨年の申告で、パソコン作成の消費税申告等が含まれている場合、送付されないようです(納得いきませんが)。申告書は民商にありますのでお声掛けください。予定納税をされている方は、税務署から届く「申告お知らせハガキ」「納付書の入った封筒」内に記載されています。班会にお持ちください。